

分会ニュース 2020

全日本港湾労働組合
 関西地方建設支部
 太平ビルサービス分会
 大阪市中央区瓦町 1-6-10
 電話 06-6229-3620
<http://taiheibunkai.wp.xdomain.jp>



太平ビル、休業手当支払うって？

ついに休業手当を回答

太平ビルは6月11日付「再度の質問」を全港湾に送り、その中で4月は雇用調整助成金(以下助成金)を請求した、と述べています。

全港湾は新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされている、多くの従業員に助成金を活用し休業手当を支払うよう要求してきました。太平ビルは全港湾の団体交渉開催要求に応じず、いたずらに引き伸ばしていましたが、ようやく休業手当を支払う、という方向性を出してきました。これは一つの前進です。

太平ビルは何を支払わなければならないか

しかし確かめなければなりません。

本当に正当な休業手当が支払われているのか、そして今後も支払われるのか。

太平ビルが「再度の質問」で実施済み、と明言しているのは「4月の助成金」の申請、だけです。助成金の申請は一ヶ月単位の賃金計算期間毎です。そして通常休業手当の支払いが先行しているはずですが。太平ビルの言う「4月」がどの賃金に当たるか、4月10日締め切りの4月25日払い4月度賃金を指しているのか、確認が必要です。助成金の支給率は10割・全額です。

休業手当の一部はすでに支払われているのか、そしてそれはいくら支払われているのか

何故有給休暇が先行しているのか

また「再度の質問」の中で「応援現場の勤務条件や本人の希望により年次有給休暇の取得もできることを案内し」とあります。勤務条件に合わないような応援現場を示され、取れてなくて余った有給休暇を使った従業員はどうなるか。

有給休暇を使用したら助成金の条件となる「休業」したこととはなりません。厚労省資料によると支給対象とならない例として「労働の意思そのものがない場合(ストライキや有給休暇)」とあります。有給休暇を使用すると新型コロナウイルスによる休業とは認められず、「勝手に自己都合で休んだ」となるのです。

会社の提示する応援現場の勤務条件が合わなければ、条件にあった応援現場を要求し、それが用意できないのであれば休業手当の支払いが必要です。太平ビルは助成金の対象とならない有給休暇使用の従業員に休業手当を支払うのか。そもそも会社の責に帰する休業であるならば、法律上の義務である休業手当の支払いを先行する必要があるのです。そのことの十分な説明の無く有給休暇使用の勧奨は不当のそしりを免れません。

有給休暇を使用しても休業手当が支払われているか

応援に行けなくても休業手当が支払われているか

普段より出勤日数が減った人にも休業手当が支払われているか

5月休業手当も支払え

そして太平ビルは「再度の質問」で「5月以降～助成金の対象になるか～不明です」と述べています。5月の休業手当について「不明」とでもいうかのごとくです。全港湾は太平ビルが助成金を受給できるよう望みますが、そのことと休業手当の支払いは別物です。

5月25日払い賃金も休業手当が支払われているか

未曾有の雇用危機に団結して立ち向かおう

学校休校が始まった2月末以降多くの商業施設、公共施設、大学、民間ビルなどで働くたくさんの従業員の勤務先が閉鎖されました。全港湾が太平ビルで結成されて以来経験したことのない大規模な雇用危機です。

幸い大きな破局は一時的に回避され職場も再開されつつあります。しかし第二波、第三波があるともいわれています。

今回ようやく太平ビルも助成金を活用し休業手当を支払う方向となりました。しかし方針が明らかになるまで凡そ三か月も経過しています。今回の休業手当支払いの内実を明らかにし、足らざるを支払わせることが、来るべく雇用の危機に対処できる唯一の方法です。

全港湾太平ビル分会に団結し雇用と生活を守り抜こう。

そしてコロナに負けないよう、よく食べて、よく休息しましょう。

